

株 主 各 位

兵庫県姫路市阿保甲576番地1
株式会社三機サービス
代表取締役社長 北 越 達 男

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、できる限り、インターネット又は書面によって事前の議決権行使をいただき、本株主総会当日のご来場をお控えいただく、または、ご自身の体調をお確かめのうえ、感染防止にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。

インターネット又は書面によって議決権を行使される場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2ページのご案内に従いまして、2022年8月25日（木曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年8月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 兵庫県姫路市南駅前町100番 ホテル日航姫路3階 光琳の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第45期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第45期（2021年6月1日から2022年5月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

◎ご入場の際等に検温、消毒及びマスク着用にご協力くださいますようお願い申し上げます。

会場の座席間隔を大きくあけており、座席数が限られております。満席となった場合、ご入場をお断りいたしますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化により、当日の株主総会運営に大きな変更がある場合には、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sanki-s.co.jp>）に掲載させていただきますので、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sanki-s.co.jp>）に掲載させていただきます。

当社は、本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sanki-s.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表も含まれております。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

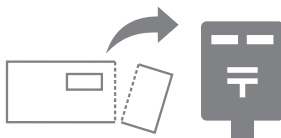
事前行使のご案内

インターネット等による
議決権行使の場合



議決権行使サイトをご利用いただき【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照の上、賛否をご入力ください。

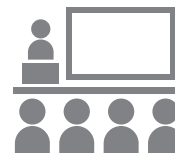
郵送により議決権を
行使する場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

当日ご出席の場合

（十分にご検討ください。）



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

行使期限

2022年8月25日（木曜日）
午後5時15分締切

行使期限

2022年8月25日（木曜日）
午後5時15分到着

株主総会開催日時

2022年8月26日（金曜日）
午前10時 [受付開始：午前9時30分]

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

議決権行使期限

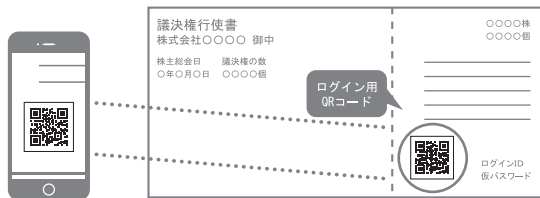
2022年8月25日（木曜日）
午後5時15分締切

議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>

QRコードを読み取る方法

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、右に記載の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ご注意事項

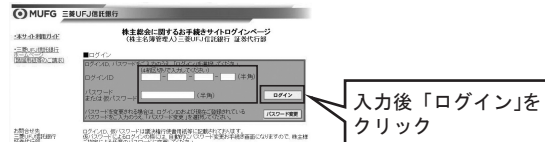
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

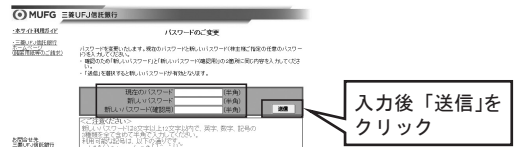
電話 0120-173-027（通話料無料）（受付時間 午前9時から午後9時まで）

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイトにアクセスして議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



新しいパスワードを登録。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

(添付書類)

事業報告

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が促進され、経済活動に緩やかな持ち直しが見られたものの、新たな変異株の出現や、半導体の供給不足による材料調達難が続くなど、未だ先行きは不透明な状況が続いております。当社グループを取り巻くメンテナンス業界におきましては、設備の維持管理コストを減少させるための省エネ提案や、突発的な故障の発生を減少させるための保全メンテナンスに対する関心は高まってきております。

このような環境下において、当社グループは、24時間365日稼働のコールセンターを核としたすべての設備機器を対象とするサービスを強みとして、社内に蓄積されたノウハウやデータに基づき突発的な修理不具合を未然に防止するための保全メンテナンスや機器入替、また、環境改善を考えた省エネ等の提案営業を行うことで、お客様の潜在的ニーズを掘り起こすことに注力してまいりました。また、自社メンテナンスエンジニアの多能工化(特定の設備機器のみならず多種の設備機器を扱うことができる事)を推進することや新入社員の早期育成を行うために、引き続き当社研修センターでの実機研修による人材育成を行ってまいりました。

この結果、当社の省エネ提案のメインターゲットである病院において、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の断続的な適用に伴い、現地調査を含む提案や着工の延期が発生しております。また、以前からの半導体や樹脂材料等の供給不足に加えて、世界情勢の不安定化の影響により、インバータやブレーカー等の納期がさらに遅延しており、当社の省エネ提案に対する需要は多くあるものの着工が延期されている状況でもあります。この状況の中、納期が比較的短期となる商材を主とした提案等を実施し、売上高は11,581,813千円(前年同期比0.5%増)、売上原価9,127,386千円(前年同期比2.6%増)となりました。また、販売費及び一般管理費は、前年より引き続き業務の効率化を進めたことなどにより、2,233,242千円(前年同期比4.6%減)となりました。これらの結果、営業利益は221,184千円(前年同期比23.4%減)、経常利益は224,596千円(前年同期比23.6%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は154,231千円(前年同期比12.3%減)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は24,101千円であります。その主な内容は次のとおりであります。

基幹システム機能追加等によるソフトウェアの取得	13,480千円
営業拠点の改修による資産等の取得	8,088千円

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,000,000千円のコミットメントライン契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 42 期 (2019年 5 月期)	第 43 期 (2020年 5 月期)	第 44 期 (2021年 5 月期)	第 45 期 (当連結会計年度 (2022年 5 月期))
売上高(千円)	11,050,444	11,679,180	11,525,334	11,581,813
経常利益(千円)	659,050	408,526	293,942	224,596
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	431,271	272,534	175,795	154,231
1株当たり当期純利益(円)	74.25	46.33	29.70	26.02
総資産(千円)	4,522,017	4,847,313	5,093,592	5,081,318
純資産(千円)	2,744,824	2,877,156	2,964,105	3,017,372
1株当たり純資産(円)	470.38	486.39	498.87	509.09

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。

2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算定しております。

3. 各期の純資産増減額のうち、増資等による主なものは以下のとおりであります。

第42期	2018年9月～2019年5月	新株予約権の行使	27,613千円
	2018年10月	譲渡制限付株式の発行	8,636千円
第43期	2019年6月～2019年8月	新株予約権の行使	35,417千円
	2019年10月	譲渡制限付株式の発行	8,195千円
第44期	2020年11月	譲渡制限付株式の発行	51,334千円
第45期	2021年7月～2021年8月	自己株式の取得	27,922千円
	2021年10月	自己株式の処分	12,892千円

4. 第45期の状況につきましては、前記「(1) ① 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 42 期 (2019年 5 月期)	第 43 期 (2020年 5 月期)	第 44 期 (2021年 5 月期)	第 45 期 (当事業年度) (2022年 5 月期)
売 上 高(千円)	10,668,081	11,301,675	11,238,565	11,269,254
経 常 利 益(千円)	665,601	443,849	303,145	229,540
当 期 純 利 益(千円)	436,890	277,333	176,047	146,706
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	75.22	47.14	29.74	24.75
総 資 産(千円)	4,417,571	4,764,102	5,068,580	5,055,713
純 資 産(千円)	2,737,360	2,868,410	2,961,825	3,003,231
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	469.10	486.51	498.48	506.71

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算定しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
上海三機大楼設備維修有限公司	中国上海市浦東 新区	600千米ドル	100.0%	メンテナンス事業

- (注) 当社代表取締役社長 北越達男氏が董事長（代表取締役）を兼務しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループには、設立当初よりメーカー指定店としての「空調メンテナンスサービス」と、そこで培われた技術力をもとに、直接お客様を開拓して空調機器も含めた施設の付帯設備のメンテナンスを一括で受託し、ファシリティーマネジメントを行い施設の資産価値を高める「トータルメンテナンスサービス」、そしてインバータ化等、環境改善にも貢献する「省エネサービス」があります。今後、当社グループがさらなる成長を遂げるためには、24時間・365日稼働しているコールセンターに蓄積された技術力やメンテナンスノウハウを活かすことにより事業拡大を図るとともに、基幹システムによる業務プロセスの改善等により、業務効率化を進め、利益率を向上させることが必要となります。そのため、次の項目を当社の対処すべき課題として認識しております。

① トータルメンテナンスサービスの品質向上

トータルメンテナンスサービス事業の成長を図るためには、コールセンター及び事業部門の効率化と品質向上が不可欠です。そのために、コールセンターのオペレーターの知識・対応力向上のための徹底した教育・指導を継続的に行ってまいります。また、多様なメンテナンスサービスを迅速に提供するために管理業務等の標準化も行っております。さらに、当社は全国のパートナーとの連携によりサービスを提供しておりますが、サービスの品質・顧客の満足度向上のためには、パートナーの新規開拓及びサービスレベルの維持・向上が重要な経営課題であると認識しております。パートナーの新規開拓を行う専属部署を中心に、継続してパートナーの技術力やサービス品質の確認や教育等を実施することにより、今後もサービスレベルの向上に努めてまいります。

② 新たな環境ビジネスの創出

当社グループは、空調の省エネ化に関する専門的なノウハウを有していますが、今後は省エネ商材の範囲を拡大し、環境・省エネビジネスの事業拡大を図ることが課題であると認識しております。そのために、環境・省エネビジネスを他企業とのアライアンスなどを通じて空調以外の設備機器やメンテナンスから派生する設備全体の省エネ化に関する領域にも広げ、当社グループの新たな成長ドライバーにしていきたいと考えております。

③ サービス内製化の強化

当社グループは、利益率向上や事業拡大のために、多種多様な設備機器に関するメンテナンスノウハウの向上を図る必要があります。当社研修センターでは、メンテナンスの技術研修を行うための実機を設置し、社内のメンテナンスエンジニアのレベルに応じた研修・指導を行っております。人材育成を行うと同時に、特定の設備機器のみならず多種の設備機器を扱うことができる多能工化を進め、さらなる事業拡大を図ってまいります。

④ 営業体制の強化

当社グループのお客様は、多店舗・多棟展開企業である小売業、飲食業、イベント施設、医療・介護・福祉施設と多岐にわたっており、それぞれのお客様のニーズを的確に把握できる専門知識の高い営業力が必要となります。そのために、部門ごとに分かれていた営業組織を集約し、空調メンテナンスサービスや、トータルメンテナンスサービス、省エネビジネスといった、複数のサービス提案ができる営業体制を強化してまいりました。また、営業部門は、引き続き提案先の業界構造や課題を分析しターゲットを明確化することで、お客様のニーズや課題を的確に捉えソリューション活動を推進し、お客様満足度を向上させてまいります。

⑤ ITシステムの競争力の強化

当社グループは、システムにより店舗構造や業態により課題が異なるトータルメンテナンスサービスの情報を一元管理し、メンテナンスサービスの品質の向上や省エネ提案の強化を行い、管理業務の効率化を図ることが重要課題であると認識しております。今後も必要なIT投資を行い、競合他社との差別化を図ってまいります。

⑥ 海外事業収益力の強化

当社は、国内で蓄積されたメンテナンスノウハウや省エネ提案を海外へ展開することで、新たな市場でシェアを広げていく必要があると考えております。そのために、グループ内の経営資源配分の最適化を進めるとともに、顧客基盤の開拓やアライアンスを通じた新商材開発などの事業支援を行ってまいります。

⑦ 人事制度改革

当社は、メンテナンスエンジニアを中心とした労働集約型のビジネスであり、当社の企業理念を具現化でき、付加価値が高いサービスを提供できる優秀なエンジニアを多く確保することは、重要な経営戦略の一つであると認識しております。社員のエンゲージメントが高く優秀な人材が集まる企業を目指し、第45期より導入した公平かつ戦略的な人事制度を継続して運用してまいります。

⑧ 内部管理体制の強化

当社グループでは、企業規模に応じた内部管理体制を整備し、機能させることが重要であると認識しております。金融商品取引法の観点から内部管理体制の強化に努め、コンプライアンス機能の強化を行ってまいりました。今後、業容拡大に応じて業務の効率性・有効性の改善をより進めるためにも、内部管理体制のさらなる強化を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年5月31日現在)

事業区分	主要な内容
メンテナンス事業	各種設備機器のメンテナンス

(6) 主要な事業所 (2022年5月31日現在)

名称	所在地
本社	兵庫県姫路市
東京センター	東京都江東区
横浜センター	川崎市多摩区
静岡センター	静岡市駿河区
浜松センター	浜松市南区
東海センター	名古屋市中川区
大阪センター	大阪府吹田市
神戸センター	神戸市長田区
姫路センター	兵庫県姫路市
札幌センター	札幌市東区
福岡営業所	福岡市博多区
江坂営業所	大阪府吹田市
和歌山営業所	和歌山県和歌山市
子会社 上海三機大樓設備維修有限公司	中国上海市

(注) 当社における「センター」は各地域の営業拠点であります。

(7) 使用人の状況 (2022年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況 366 (72) 名 (前期比12名増 (6名増))

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
347 (72) 名	16名増 (6名増)	41.8歳	10.6年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年5月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	130,000千円
株式会社みなと銀行	66,660千円
株式会社三井住友銀行	65,014千円
株式会社京都銀行	34,173千円

(注) 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入限度額1,000,000千円のコミットメントライン契約を株式会社三菱UFJ銀行と締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年5月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 15,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,943,485株 |
| ③ 株主数 | 7,566名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 中 島 産 業	975,000株	16.5%
光 通 信 株 式 会 社	444,800株	7.5%
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	428,700株	7.2%
中 島 諒 子	339,500株	5.7%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	324,800株	5.5%
三 機 サ ー ビ ス 従 業 員 持 株 会	262,770株	4.4%
中 島 薫 子	225,000株	3.8%
シ ン メ ン テ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	180,000株	3.0%
中 島 義 兼	166,650株	2.8%
野 村 證 券 株 式 会 社	158,487株	2.7%

(注) 持株比率は自己株式 (16,510株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	12,900株	3名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年5月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	中 島 義 兼	
代 表 取 締 役 社 長	北 越 達 男	経営管理本部本部長兼上海三機大樓設備 維修有限公司董事長
取 締 役	越 智 玲 緒 奈	事業本部本部長
取 締 役	笹 尾 佳 子	日本国土開発株式会社常務執行役員 戦略本部副本部長人財戦略担当兼働き方改 革推進室長 日本コーポレートガバナンス研究所アドバ イザリーボード委員
取 締 役	小 林 彰 裕	
常 勤 監 査 役	菅 沼 博 之	
監 査 役	北 岡 昭	北岡税理士事務所所長
監 査 役	荻 野 正 和	たつの法律事務所所長

- (注) 1. 取締役笹尾佳子氏及び取締役小林彰裕氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役菅沼博之氏、監査役北岡昭氏及び監査役荻野正和氏は、社外監査役であります。
3. 監査役北岡昭氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役笹尾佳子氏、取締役小林彰裕氏、常勤監査役菅沼博之氏、監査役北岡昭氏及び監査役荻野正和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役のうち北岡昭氏、荻野正和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害補償金及び争訟費用を補填することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益や便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償や被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求は上記保険契約によっても補填されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の全ての取締役、監査役及び管理職従業員（執行役員含む）であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 業績連動報酬等に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合い及び従業員賞与目標支給月数の達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、7月に支給する。業績連動報酬等は、基本報酬の0%～20%の幅で支給額を決定する。目標となる業績指標とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

- c. 非金銭報酬等に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することを目的としております。株式報酬の支払時期、付与する株式数等は、譲渡制限付株式報酬規程に定められており、最終的な各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定しております。なお、発行できる普通株式の総数は年30,000株以内となっております。

- d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合は、業績連動報酬等と業績連動報酬等以外の報酬等の支給割合の決定方針について、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針としております。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬等が基本報酬の20%の場合、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝8：1.5：0.5となります。

（注）業績連動報酬等は、役員賞与であり、非金銭報酬等は、譲渡制限付株式である。

- e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とし、取締役会にて役位に応じて決定された上限と下限の範囲内において決定する。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

なお、株式報酬は、譲渡制限付株式報酬規程に定められた方法により算定されるが、最終的に取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	96,247 (11,400)	84,927 (11,400)	— (—)	11,319 (—)	6 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	15,800 (15,800)	15,800 (15,800)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	112,047 (27,200)	100,727 (27,200)	— (—)	11,319 (—)	9 (6)

- (注) 1. 上表には、2021年8月27日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度中に職務執行の対価として取締役3名に対して譲渡制限付株式報酬を12,900株交付しております。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年8月29日開催の第40期定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
また、金銭報酬とは別枠で、2018年8月28日開催の第41期定時株主総会において、株式報酬の額として年額50,000千円以内、株式数の上限を年30,000株以内（社外取締役を除く）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2006年8月28日開催の第29期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名（うち、社外監査役は1名）です。
5. 取締役会は、代表取締役社長北越達男氏に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	主な兼職先会社名	兼職の内容
取 締 役	笹 尾 佳 子	日本国土開発株式会社 日本コーポレートガバナンス研究所	常務執行役員 戦略本部副本部長人財戦略担当兼 働き方改革推進室長 アドバイザーボード委員
監 査 役	北 岡 昭	北岡税理士事務所	所長
監 査 役	荻 野 正 和	たつの法律事務所	所長

(注) 当社と社外取締役及び社外監査役の兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況並びに社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況
取締役	笹尾佳子	当事業年度に開催された取締役会16回（定時12回、臨時4回）全てに出席いたしました。様々な分野の企業経営を通じて培われた高い見識と豊富な知見により、経営活動に必要な発言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	小林彰裕	2021年8月27日就任後、当事業年度に開催された取締役会12回（定時9回、臨時3回）全てに出席いたしました。製造業の企業経営を通じて培われた専門的な見識と豊富な知見により、経営活動に必要な発言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	菅沼博之	当事業年度に開催された取締役会16回（定時12回、臨時4回）全てに出席いたしました。人事・経営管理並びに内部監査に精通し主に管理部門の役員を経験した専門的見地から適宜質問し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会21回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監査役	北岡昭	当事業年度に開催された取締役会16回（定時12回、臨時4回）全てに出席いたしました。税理士として税務、財務及び会計に精通した専門的見地から適宜質問し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会21回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監査役	荻野正和	当事業年度に開催された取締役会16回（定時12回、臨時4回）全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会21回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,300千円

(注) 1. 当社監査役会は、公益社団法人 日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）を整備し運用することが経営上の重要な課題であると考え、以下の基本方針を決定し、業務の適正、有効性及び効率性を確保する体制を整備しております。

イ. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は企業理念に定める『ミッション』・『ビジョン』・『バリュー』の価値観を共有して事業に取り組み、この理念のもと、企業組織として社会的倫理観をもって事業活動を行うとともに、経営の健全性、透明性、効率性を高めることにより、企業価値の向上と持続可能な成長を目指します。

■ ミッション

空間インフラのもっと快適・ずっと安心を提供すること

■ ビジョン

国内はじめ東南アジアにおいて、安心・快適な空間のインフラを技術・データ・ITでプロデュースする会社

■ バリュー

社員一人ひとりがオーナーシップと勇気・挑戦の心と他者への尊敬の念を胸にして、ひたむきに仕事に向き合い、ステークホルダーの幸せに貢献する

- ・コンプライアンス規程を定め、研修等により意識向上の徹底に努めています。
- ・内部通報規程を定め、企業行動規範、コンプライアンス規程等の違反の早期発見と是正に努めています。
- ・反社会的勢力対応要領を定め、反社会的勢力の排除に努めています。
- ・財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及びこれらの継続的な見直しを行うこととしております。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は文書管理規程により適切に保存及び管理を行うこととしております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の取締役等の職務執行に関する事項は毎月行われる取締役会にて報告を受けております。

ニ. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険性に関する分析や検討・対策を行うためのリスクマネジメント委員会を毎年実施することとしています。また、これらの実施内容や方法をまとめたリスク管理規程を定めています。

- ホ. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中期経営計画・単年度の経営計画を作成し、これをベースに毎月、計画と実績の検証を行います。また、組織規程や決裁権限基準を定めることにより、迅速かつ適切な意思決定が行える体制を構築しています。
- ヘ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社だけでなく子会社でも法令遵守及び効率的な職務の執行が行えるよう子会社管理に関する諸規程を定めています。また、当社内部監査室は子会社を含めた内部監査を実施し、問題点は改善指示を出し、改善を完了することとしています。
- ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
常勤監査役は、内部監査室の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。また、使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議し配置することとしています。
- チ. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人の任命・評価・異動及び懲戒は監査役会の意見を徴してこれを尊重します。
- リ. 監査役を補助的使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役監査基準において、補助使用人に対する指揮命令権、補助使用人の人事異動等に関する監査役の同意権及び監査役の補助業務への従事体制の確保等について定めております。
- ヌ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
法令に定められるものの他に重要会議への監査役の出席、内部監査室との連携により情報を共有し、また監査役に報告を求められた場合は、適切に報告をすることとしています。
- ル. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役は当社の取締役が兼務し、毎月取締役会で監査役に報告されており、適正に監査できる状態にあります。また、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、使用人による違法又は不正な行為を発見したときは、速やかに当社の監査役に適切な報告を行います。また、子会社の重要会議に監査役が出席することで適時に情報提供が行われております。

ヲ．前記ヌ．ル．における報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役監査基準において、重要な情報が監査役にも提供されているか及び前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されているかを確認すると定めております。

ワ．監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

カ．その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役職務の権限、重要な会議への出席、取締役への改善指示の報告など、監査が実効的に行えるよう監査役監査基準を定めています。また、常勤監査役が知り得た情報を監査役会にて共有し、より実効的な監査ができる体制を整えるとともに、監査役が取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換ができる場を設けております。

ヨ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備の状況

i．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力対応要領において反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、断固とした姿勢で対応することを規定しています。

ii．反社会的勢力排除に向けた整備の状況

(a) 当社は、反社会的勢力対応要領、その他の規程を整備し、反社会的勢力排除に向けた行動指針を示すことで、その徹底を図っており、具体的には次のとおりの体制を整備しています。

- ・反社会的勢力に対する対応としては、新規取引の開始時において、企業情報をもとに調査しています。また、継続的取引先においても、年1回定期調査をしています。
- ・反社会的勢力と関係のある企業との取引を排除するため、当社の取引先に対し、反社会的勢力の基準を明確にし、契約書又は覚書を締結しています。

(b) (公財) 暴力団追放兵庫県民センターの賛助会員になり、また暴力追放協力事業所登録をしています。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保する体制を整備しておりますが、当事業年度(2021年6月1日から2022年5月31日まで)における運用状況の概要は下記のとおりとなっております。

イ. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は企業理念に定める『ミッション』・『ビジョン』・『バリュー』の価値観を共有して事業に取り組み、この理念のもと、企業組織として社会的倫理観をもって事業活動を行うとともに、経営の健全性、透明性、効率性を高めることにより、企業価値の向上と持続可能な成長を目指しております。また、管理職から日常の業務活動において企業理念を振り返ることができるようなメッセージを、社内のネットワークに掲載し、企業理念の浸透を図っています。
- ・コンプライアンス体制は、企業倫理綱領を制定し、取締役及び使用人の倫理観を明確にすることで意識の向上を図っております。また、新入社員研修やオンデマンド研修の中で重要な課題を設定し従業員にコンプライアンス研修を行っております。
- ・内部通報制度の運用については、内部通報規程を定め、企業行動規範、コンプライアンス規程等の違反の早期発見と是正に努めています。
- ・反社会的勢力対応要領を定め、契約書又は覚書等に暴力団排除条項を記載し、取引先様の理解を得て、反社会的勢力の排除に努めています。
- ・財務報告の有効性に関する評価並びに各部署における業務処理統制の状況については、内部監査室が計画的に実施する業務処理統制監査において検証を行っています。また、法令遵守の状況については、常勤監査役と内部監査室が連携して計画的あるいは抜き打ち的に実施する内部監査活動により検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として取締役会に報告を行っております。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程等により重要文書の保存、管理についての規程を定め運用しております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

子会社の取締役等の職務執行に関する事項は毎月行われる取締役会にて報告を受けております。

ニ. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険性に関する分析や検討・対策を行うためのリスクマネジメント委員会を毎年実施しており、事業継続におけるリスクを洗い出し、発生可能性やリスクレベル等を審議するとともに、各事業部門から定期的に報告を受けております。

- ホ. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、定款、法令及び社内規程に従って、重要な経営の意思決定を行っております。また、業務執行取締役の業務執行状況の報告を定期的を受けております。
- ヘ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社だけでなく子会社でも法令遵守及び効率的な職務の執行が行えるよう子会社管理に関する諸規程を定めています。また、当社内部監査室は子会社を含めた内部監査を実施し、問題点は改善指示を出し、改善を完了することとしています。
- ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
常勤監査役は、内部監査室の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。また、使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議し配置することとしています。
なお、チ及びリの事項につきましては、使用人を配置しておりませんので、運用については記載しておりません。
- ヌ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
法令に定められるものの他に重要会議への監査役の出席、内部監査室との連携により情報を共有し、また監査役に報告を求められた場合は、適切に報告をすることとしています。
- ル. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役は当社の取締役が兼務し、毎月取締役会で監査役に報告されており、適正に監査できる状態にあります。また、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、使用人による違法又は不正な行為を発見したときは、速やかに当社の監査役に適切な報告を行います。また、子会社の重要会議に監査役が出席することで適時に情報提供が行われております。
- ロ. 前記ヌ. ル. における報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役監査基準において、重要な情報が監査役にも提供されているか及び前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されているかを確認すると定めております。

ワ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行に係る費用については、事業年度ごとに予算計上しておりますが、監査役が当該費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

カ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・ 監査役は、当社及び子会社の取締役会他重要会議に出席するとともに取締役会議事録等の重要文書を閲覧し、必要に応じて説明を求めています。

・ 監査役が取締役、会計監査人及び内部監査部門と定期的な情報交換ができる場を設けており、当年度につきましては、代表取締役、社外取締役及び会計監査人との意見交換を実施いたしました。

コ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び運用の状況

i. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力対応要領において反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、断固とした姿勢で対応することを規定しています。

ii. 反社会的勢力排除に向けた運用の状況

(a) 当社は、反社会的勢力対応要領、その他の規程を整備し、反社会的勢力排除に向けた行動指針を示すことで、その徹底を図っており、具体的には次のとおりの体制を運用しております。

・ 反社会的勢力に対する対応としては、新規取引の開始時において、企業情報をもとに調査しています。また、継続的取引先においても、年1回定期調査をしています。

・ 反社会的勢力と関係のある企業との取引を排除するため、当社の取引先に対し、反社会的勢力の基準を明確にし、契約書又は覚書を締結しています。

(b) (公財) 暴力団追放兵庫県民センターの賛助会員になり、また暴力追放協力事業所登録をしています。

3. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、2021年8月27日開催の第44期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）につき、株主の皆様のご承認を頂いて導入いたしました。

当社は、「空間のインフラのもっと快適・ずっと安心を提供すること」を企業理念のミッションとして、設備機器のメンテナンスを通して環境負荷低減を実現し、社会に貢献しております。

当社の企業価値の源泉は、創業以来、一貫して技術者の「内製化」にこだわり、社内に蓄積された技術ノウハウを活かし、お客様に快適・安心を提供し続けております。また、設備の保守・トラブル対応のほか、近年益々重要視されつつある省エネニーズを捉え、ユーザーの視点に立った提案型営業を行う等、管理会社とは一線を画す対応力を内在しております。

そして、コールセンターを核とした日本全国24時間365日空調保守が可能な社内体制とパートナーネットワークを活用して、全国規模で迅速な対応が可能な体制を構築するとともに、コールセンターで収集した一次データを独自のITシステムを通じた分析に活用する等、当社の提供価値の基盤となっております。

当社は、企業価値の源泉をさらに維持・強化するために、基本的な施策として以下の事項に取り組んでおります。

①空調保守の技術とノウハウの更なる蓄積と多能工化の推進

自社技術者が培った技術・ノウハウは暗黙知の形式をとることも多く、マニュアルによる標準化等を通じて、技術・ノウハウを「見える化」し、次世代への伝承を推進します。また、当社事業において特に高付加価値の分野での多能工化をさらに強化し、当社研修センターでの教育訓練を通じて技能習得を効率化してまいります。

②地域特性にあった再現性の高い営業体制の確立とお客様業界エキスパートの育成による、よりお客様を理解した提案営業推進

当期より営業部門を首都圏、中部、近畿等の地域特性にあったサービスを提供できるような体制にし、個々に蓄積したお客様や業界特有のニーズを集約することにより、より効果的な提案営業を推進できる体制となりました。お客様のニーズを的確に捉え、更なる信頼をいただけるように、営業力の強化をさらに推進してまいります。

③ITシステムを活用した業務の効率化によるお客様サービスレベルの向上とコスト削減

2021年5月期に導入したITシステムの本格稼働により、当社において高付加価値の源泉となるオペレーションの労力を新ITシステムの運用効果で効率化し、更なる生産性向上とお客様への質の高い提案やサービス提供をしてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営をゆだねることは是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意見に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社及び当社企業集団の歴史を十分に踏まえていただいたうえで、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼすのかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、買付者による支配株主の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

(4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由により本プランが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益確保・向上することに資するものであって、当社会社役員の地位の維持を目的としたものではないと考えております。

- ・ 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること。
- ・ 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上を目的としていること。
- ・ 本プランの存続には、株主の意思が反映される仕組みとなっていること。
- ・ 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示が徹底されるものであること。
- ・ 対抗措置の発動には合理的な客観的発動要件は設定されていること。
- ・ デッドハンド型若しくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと。

「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.sanki-s.co.jp>) をご参照ください。

連結貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,054,924	流動負債	1,551,080
現金及び預金	1,772,342	工事未払金	897,340
受取手形、売掛金及び契約資産	1,821,963	1年内返済予定の長期借入金	89,992
未成工事支出金	55,222	リース債務	11,712
原材料及び貯蔵品	23,094	未払法人税等	51,870
その他	382,483	賞与引当金	130,627
貸倒引当金	△181	その他	369,537
固定資産	1,026,393	固定負債	512,865
有形固定資産	312,476	長期借入金	205,855
建物及び構築物	209,406	リース債務	2,256
機械装置及び運搬具	107	退職給付に係る負債	137,280
工具、器具及び備品	4,370	資産除去債務	16,448
土地	91,984	長期未払金	150,885
リース資産	6,607	その他	139
無形固定資産	271,281	負債合計	2,063,945
ソフトウェア	256,543	(純資産の部)	
リース資産	7,854	株主資本	3,019,603
その他	6,883	資本金	616,652
投資その他の資産	442,634	資本剰余金	504,352
投資有価証券	105,178	利益剰余金	1,913,902
長期前払費用	124,305	自己株式	△15,305
退職給付に係る資産	13,873	その他の包括利益累計額	△2,230
繰延税金資産	143,484	その他有価証券評価差額金	△5,082
その他	60,592	為替換算調整勘定	2,851
貸倒引当金	△4,800	純資産合計	3,017,372
資産合計	5,081,318	負債・純資産合計	5,081,318

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,581,813
売上原価	9,127,386
販売総利益	2,454,426
販売費及び一般管理費	2,233,242
営業利益	221,184
営業外収益	
受取利息	393
受取配当金	1,476
受取手数料	1,038
受為替家賃	1,300
その他	4,597
営業外費用	2,368
支払税金	1,683
租税	1,250
株式報酬	1,991
有価証券償還	2,122
その他	714
特別利益	224,596
特 定 資 産 売 却 益	24,965
特 定 資 産 損 失	
固定資産除却損	2,226
税金等調整前当期純利益	247,335
法人税、住民税及び事業税	102,121
法人税等調整額	△9,017
当期純利益	154,231
親会社株主に帰属する当期純利益	154,231

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	616,652	502,152	1,848,796	△274	2,967,327
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△89,125		△89,125
親会社株主に帰属する 当期純利益			154,231		154,231
自己株式の取得				△27,922	△27,922
自己株式の処分		2,200		12,892	15,093
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	2,200	65,105	△15,030	52,275
当連結会計年度末残高	616,652	504,352	1,913,902	△15,305	3,019,603

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算勘 調整	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△1,735	△1,485	△3,221	2,964,105
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△89,125
親会社株主に帰属する 当期純利益				154,231
自己株式の取得				△27,922
自己株式の処分				15,093
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△3,346	4,337	991	991
当連結会計年度変動額合計	△3,346	4,337	991	53,267
当連結会計年度末残高	△5,082	2,851	△2,230	3,017,372

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,015,940	流動負債	1,539,953
現金及び預金	1,738,013	工事未払金	897,340
受取手形	267,409	1年内返済予定の長期借入金	89,992
売掛金	1,320,195	リース債務	7,056
契約資産	230,457	未払金	61,957
未成工事支出金	55,222	未払費用	105,319
原材料及び貯蔵品	23,094	未払法人税等	51,964
前渡金	86,537	未払消費税等	37,108
前払費用	65,049	契約負債	137,748
その他	229,961	預り金	13,736
固定資産	1,039,772	賞与引当金	130,000
有形固定資産	312,077	その他	7,730
建物	205,343	固定負債	512,529
構築物	4,062	長期借入金	205,855
機械及び装置	107	リース債務	1,959
工具、器具及び備品	4,042	退職給付引当金	137,280
土地	91,984	資産除去債務	16,448
リース資産	6,536	長期未払金	150,885
無形固定資産	258,781	その他	100
特許権	250	負債合計	2,052,482
商標権	744	(純資産の部)	
ソフトウェア	256,268	株主資本	3,008,313
リース資産	1,445	資本金	616,652
電話加入権	72	資本剰余金	504,352
投資その他の資産	468,914	資本準備金	502,152
投資有価証券	105,178	その他資本剰余金	2,200
関係会社出資金	28,448	利益剰余金	1,902,612
破産更生債権等	4,800	利益準備金	20,000
長期前払費用	124,305	その他利益剰余金	1,882,612
前払年金費用	13,873	別途積立金	20,000
敷金及び保証金	41,167	繰越利益剰余金	1,862,612
繰延税金資産	142,878	自己株式	△15,305
その他	13,061	評価・換算差額等	△5,082
貸倒引当金	△4,800	その他有価証券評価差額金	△5,082
資産合計	5,055,713	純資産合計	3,003,231
		負債・純資産合計	5,055,713

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,269,254
売上原価	8,892,738
売上総利益	2,376,515
販売費及び一般管理費	2,151,252
営業利益	225,263
営業外収益	
受取利息	421
受取配当金	1,476
受取手数料	1,038
受取家賃	1,300
為替差益	4,810
その他	2,368
営業外費用	
支払利息	1,195
租税公課	1,250
減価償却費	249
株式報酬費用	1,991
有価証券償還損	2,122
その他	329
経常利益	229,540
特別利益	
固定資産売却益	16,954
特別損失	
固定資産除却損	2,226
税引前当期純利益	244,268
法人税、住民税及び事業税	101,129
法人税等調整額	△3,567
当期純利益	146,706

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 金 準 備	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	616,652	502,152	—	502,152	20,000	20,000	1,805,031	1,845,031	△274	2,963,561
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△89,125	△89,125		△89,125
当 期 純 利 益							146,706	146,706		146,706
自 己 株 式 の 取 得									△27,922	△27,922
自 己 株 式 の 処 分			2,200	2,200					12,892	15,093
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)										
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	2,200	2,200	—	—	57,581	57,581	△15,030	44,751
当 期 末 残 高	616,652	502,152	2,200	504,352	20,000	20,000	1,862,612	1,902,612	△15,305	3,008,313

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,735	△1,735	2,961,825
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△89,125
当 期 純 利 益			146,706
自 己 株 式 の 取 得			△27,922
自 己 株 式 の 処 分			15,093
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△3,346	△3,346	△3,346
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△3,346	△3,346	41,405
当 期 末 残 高	△5,082	△5,082	3,003,231

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月13日

株式会社三機サービス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 井 理 晃
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 北 口 信 吾
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三機サービスの2021年6月1日から2022年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三機サービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月13日

株式会社三機サービス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松 井 理 晃
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 口 信 吾
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三機サービスの2021年6月1日から2022年5月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと考えます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月13日

株式会社三機サービス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 菅 沼 博 之 ⑩

監査役（社外監査役） 北 岡 昭 ⑩

監査役（社外監査役） 荻 野 正 和 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としております。

当期の期末配当につきましては、前期対比利益水準は低下しておりますが、継続して安定配当を行う方針から、前期と同額の1株当たり15円とさせていただきたいと存じます。

今後とも、事業の継続的な成長に向けて経営資源を集中し、引き続き株主の皆様へ安定した配当を実施できるよう全力で取り組んでまいります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は88,904,625円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年8月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類・事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	なかしまよしかね 中島義兼 (1954年11月14日生)	1977年7月 当社設立 代表取締役社長 1998年8月 上海三機大樓設備維修有限公司設立董事長 2020年6月 取締役会長 2021年1月 代表取締役会長（現任）	166,650株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>中島義兼氏は、当社設立時より代表取締役社長を務め、最高経営責任者として当社グループの様々な経営課題に取り組むとともに、高いビジョンを持ち当社グループの成長を支え、強いリーダーシップを発揮して当社全般業務を担ってきました。2020年6月より会長として、より対外的な活動へも重点を置きつつ従来同様に当社経営にあたっております。これまでの実績から、同氏が代表取締役会長として経営全般における監督機能を果たすことが最適であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	ふ り が な 氏 年 月 日 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
2	きた こし たつ お 北 越 達 男 (1974年1月29日生)	1996年4月 当社入社 2004年6月 神戸センター所長 2007年6月 大阪センター所長 2008年6月 執行役員大阪センター所長 2012年3月 執行役員コールセンター長 2013年6月 執行役員経営企画部部長 2015年6月 執行役員管理本部長兼経営企画部部長 2015年8月 取締役管理本部本部長兼経営企画部部長 上海三機大樓設備維修有限公司監事 2019年6月 取締役経営管理本部本部長 2020年6月 上海三機大樓設備維修有限公司董事長 (現任) 2020年6月 代表取締役社長 2021年1月 代表取締役社長兼経営管理本部本部長 2022年6月 代表取締役社長 (現任)	43,313株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>北越達男氏は、長年当社の基幹部門である大型空調機器部門等の事業部門の経験と人材の育成において先頭に立ちリードしてきました。その後、コールセンター部門の経験を経て、本社の管理部門の統括者として経営に携わっております。財務・経理・人事全般の経験を重ね、当社のコーポレートガバナンスやコンプライアンス面の充実に向け、事業部門の経験を活かした幅広い専門知識が当社の経営に活かせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	おちれおな 越智玲緒奈 (1975年2月8日生)	1993年4月 当社入社 2001年10月 東京事業開発部営業部長 2002年4月 東京事業開発部技術管理室長 2005年4月 コールセンター長 2008年6月 執行役員コールセンター長 2010年4月 執行役員東京サービス部長 2012年3月 上海三機大樓設備維修有限公司総経理 2012年9月 同社董事 2015年6月 執行役員トータルメンテナンス本部本部長 2015年8月 取締役トータルメンテナンス本部本部長 2017年6月 取締役メンテナンス本部本部長 2019年6月 取締役事業本部本部長 2020年8月 未来プロジェクト室シニアディレクター 2021年1月 常務執行役員事業本部本部長 2021年8月 取締役常務執行役員 事業本部本部長 (現任) 2022年6月 上海三機大樓設備維修有限公司董事 (現任)	31,766株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>越智玲緒奈氏は、当社の業務の基幹部門である空調機器のメンテナンス技術を長年経験した後、複数の事業所で推進リーダーとして中枢の任務を果たし、長期にわたり執行役員として経営にも関与してきました。また、海外でも責任者としての業務経験があり、当社の企業理念の実現に、内外含めての経験が活かされるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 年 月 日 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
4	※ <small>かわ さき ただし</small> 川 崎 理 (1975年6月30日生)	1999年4月 興銀リース(株) (現 みずほフィナンシャルグループ みずほリース) 入社 2015年3月 リアーズグループ入社 取締役 財務部長兼人事総務部長兼経営企画室長 2019年8月 当社入社 総務人事部長 2020年6月 執行役員 人事戦略部長 上海三機大樓設備維修有限公司監事 (現任) 2022年6月 常務執行役員 経営管理本部長兼人事戦略部長 (現任)	一株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>川崎理氏は、当社入社後、新人事評価制度の設計・運営、働き方改革、採用戦略構築、社員研修体系、BCP策定、健康経営へのチャレンジなど、主に人事総務領域での統括者として経営に携わり、2020年からは執行役員として経営管理本部全体の指揮を執り、経営戦略推進やコーポレートガバナンス、コンプライアンス面を充実させてきました。</p> <p>今後、当社の企業価値向上と経営戦略実行推進・ビジョン実現を一層加速させられるとの判断から、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	さき お よし こ 笹 尾 佳 子 (1960年4月2日生)	1984年4月 ㈱リクルート入社 2000年4月 ㈱リクルートスタッフィング出向 2004年4月 同社入社 マーケティングサポート1部部長 2006年4月 東京電力㈱入社 2007年11月 東電パートナーズ㈱出向 常務取締役 2012年6月 同社 代表取締役社長 2015年6月 ㈱レオパレス21 社外取締役 2015年6月 シダックスビューティーケアマネジメント㈱ 代表取締役社長 2017年4月 長谷川ホールディングス㈱ (現 HITOWA ホールディングス㈱) 執行役員 2017年4月 長谷川ソーシャルワークス㈱ (現 HITOWA Aソーシャルワークス㈱) 代表取締役社長 2018年5月 日本国土開発㈱ 執行役員 働き方改革推進室 長 2019年6月 同社 常務執行役員 働き方改革推進室長 2019年8月 当社 取締役 (現任) 2020年4月 日本国土開発㈱ 常務執行役員 構造改革推進 室 人財戦略担当兼働き方改革推進室長 2021年4月 日本コーポレートガバナンス研究所アドバイザ リーボード委員 (現任) 2021年6月 日本国土開発㈱ 常務執行役員 戦略本部副本 部長人財戦略担当兼働き方改革推進室長 (現 任) 2022年6月 ㈱ユー・エス・エス 社外取締役 (現任) 2022年6月 ㈱ひらまつ 社外取締役 (現任)	300株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>笹尾佳子氏は、様々な分野の企業経営を通じて培われた高い見識と豊富な知見より、当社の企業価値向上と経営戦略の推進・ビジョン実現を一層加速させられるものと考えております。また、働き方改革、健康経営や女性の活躍推進等の経験が当社に有用な意見、助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 年 月 日 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	こ ばやし あき ひろ 小 林 彰 裕 (1957年12月18日生)	1980年4月 西芝電機㈱入社 2003年4月 同社 経営企画・情報システム部 シニアマネ ジャー 2005年4月 同社 調達部長 2008年4月 同社 経営戦略部長 2010年4月 同社 制御システム事業部長 2010年6月 同社 取締役 制御システム事業部長 2013年6月 同社 取締役 生産調達担当兼生産調達部長兼 回転機事業担当 2014年6月 東芝産業機器システム㈱ 取締役 2015年6月 同社 取締役 生産調達担当兼生産調達部長 2016年3月 同社 取締役 生産調達担当兼発電・産業シス テム事業ユニット長兼生産調達部長 2016年4月 同社 取締役 発電・産業システム事業ユニッ ト長兼関西支社長 2021年8月 当社 取締役(現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>小林彰裕氏は、西芝電機㈱において経営企画・事業戦略をはじめ幅広い分野で長年にわたり経営に携わり、豊富な経験と知見を有しております。当社の中期的な企業価値向上を目指すにあたり、同氏が持つ経験・見識が当社の意思決定の実効性向上に必要であると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 笹尾佳子氏及び小林彰裕氏は、社外取締役候補者であります。
4. 笹尾佳子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 小林彰裕氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、笹尾佳子氏及び小林彰裕氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、笹尾佳子氏及び小林彰裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

8. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該会社で発生した法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実等
笹尾佳子氏は、2015年6月より株式会社レオパレス21の社外取締役に就任しておりましたが、2018年に、同社が施工した共同住宅の界壁の不備の事案、並びに、界壁、外壁及び天井が法定仕様に適合しない仕様となっていることが判明しました。同氏は、当該事案が判明するまで、当該事案を認識していませんでしたが、日頃からコンプライアンス遵守の視点に立った提言を同社取締役会等で行い、同社の法令遵守について注意喚起をしておりました。当該事案の判明後は、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策について提言を行うなど、コンプライアンス体制のさらなる強化に努め、その職責を適切に遂行し、同社の信頼回復に努めました。
9. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害補償金及び争訟費用を補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	※ かい ば まこと 飼 馬 誠 (1959年4月10日生)	1982年4月 (株)三和銀行入行（現 (株)三菱UFJ銀行） 2002年1月 同行 新大阪駅前支店支店長兼法人営業部長 2005年4月 同行 京都駅前支店支店長兼法人営業部長 2007年7月 同行 リテール人事部長 2010年2月 同行 大阪営業部長 2012年6月 東洋カーマックス(株)入社 石油販売第2部長 2013年6月 同社 執行役員石油販売第2部長 2016年6月 同社 常務取締役総務部長兼経理部長 2019年6月 同社 専務取締役総務部兼経理部兼システム部 担当 2020年5月 学校法人桃山学院理事（現任） 2022年7月 当社入社 経営管理本部担当部長（現任）	一株
<p>【監査役候補者とした理由】 飼馬誠氏は、長年にわたり金融業務に携わり幅広い経験を有しております。また、他社にて人事部並びに経理部、営業部など様々な業務に従事し、取締役としても会社経営を経験されており、その知識や経験が、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	きた おか あきら 北 岡 昭 (1957年8月12日生)	1980年4月 日興証券(株) (現 SMBC日興証券(株)) 入社 1985年9月 赤松税理士事務所入所 1988年9月 中山税理士事務所入所 1992年4月 北岡昭税理士事務所開設 所長 (現任) 2007年8月 当社 監査役 (現任)	一株
	<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>北岡昭氏は、北岡昭税理士事務所の所長であり、税理士業務を通じて多くの経営者と接してきたほか、財務・会計としての豊富な経験と高い見識を有しており、独立性をもって経営の監視ができるものと考えております。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	おぎ の まさ かず 荻野正和 (1977年12月10日生)	2002年10月 弁護士登録 2006年11月 たつのひまわり基金法律事務所所長 2011年3月 たつの法律事務所所長 (現任) 2015年4月 兵庫県弁護士会副会長 2015年8月 当社 監査役 (現任)	一株
	<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>荻野正和氏は、弁護士としての豊富な経験に基づき、企業法務をはじめ法務全般に関する高い専門的な知見を有しており、主として法的な観点から客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見をいただくことで、当社のコーポレートガバナンスの強化に繋がるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 北岡昭氏及び荻野正和氏は、社外監査役候補者であります。
4. 北岡昭氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって15年となります。
5. 荻野正和氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
6. 当社は、北岡昭氏及び荻野正和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、北岡昭氏及び荻野正和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

8. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害補償金及び争訟費用を補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

監査役会がRSM清和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の監査実績や監査報酬が当社の事業規模に適していること、また、同監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性、適切性及び品質管理体制を総合的に検討した結果、適任と判断したためであります。

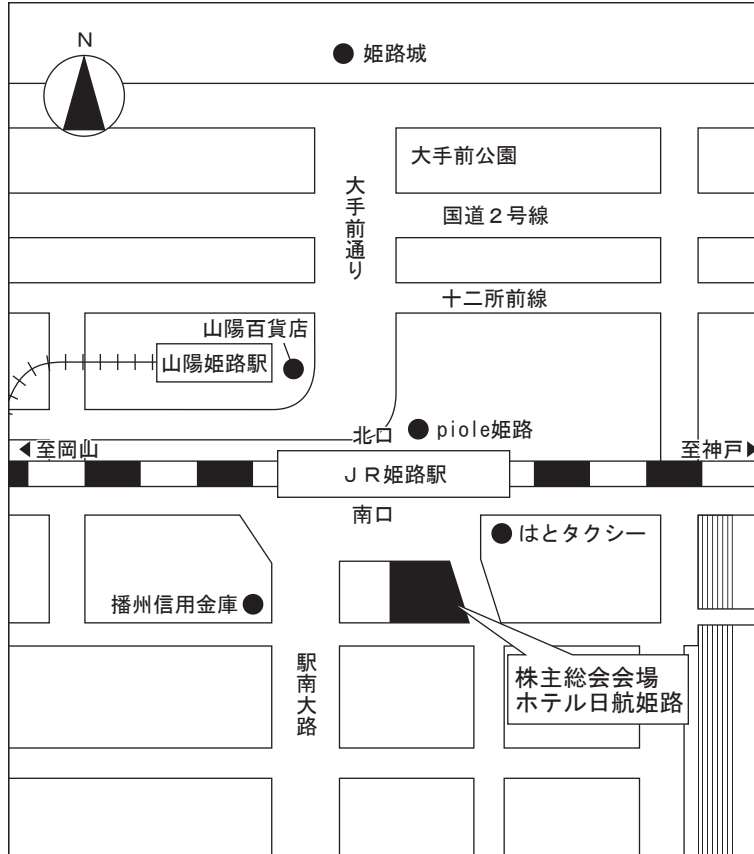
名称	RSM清和監査法人
事務所	東京事務所 東京都千代田区飯田橋 1 - 3 - 2 曙杉館 4 階 神戸事務所 兵庫県神戸市中央区海岸通 8 神港ビルヂング 1 階
沿革	2004年 3 月 設立 2010年 5 月 RSM Internationalと業務提携
概要	構成人員 社員（公認会計士） 15名 職員（公認会計士） 35名 （公認会計士試験合格者等） 21名 （監査補助職員） 21名 （その他事務職員等） 10名 合計 102名 監査関与会社数 115社 資本金 37百万円

(2022年 6 月 1 日現在)

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：兵庫県姫路市南駅前町100番
ホテル日航姫路 3階 光琳の間
TEL (079) - 222 - 2231



交通 JR (山陽新幹線・在来線) 姫路駅南口すぐ

